

平成30年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年5月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 平成30年5月10日(木) 午後2時55分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1名

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

7人

伊丹 良夫 犬飼 正己 難波 末雄 山上 勲 浅野 信之

小西 安彦 東 茂

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 19 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 20 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 21 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 22 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第 14 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 15 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 16 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

9 付議事件及びその結果

一部を除き原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、農繁期を迎え大変お忙しい中ご苦勞様です。

田植えも既に済んでいる所もあれば、これから田植えの準備を迎え大変な所もあろうかと思えます。今朝、私の所は13人で草刈りをしました。約21町であります。草刈りを1回実施すると約15万円から20万円位かかります。現在、年間3回行っていますが、4回にしなければならぬのかなと思っています。作物を作り易くするためには、草刈りは必要なものと考えております。次に、農業就農人口、農業従事者の減少については、とても危惧しているところであります。農地というのは、作物を作り易い農地にしておかなければならないと思っています。

それでは、ただ今より平成30年第5回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員14人、欠席1人で3番委員であります。農地利用最適化推進委員には、7名の方の出席をお願いしております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

農地担当の3番委員が欠席されております。よって、会長代理に付議事件の進行をお願いいたします。

【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理)

皆様、ご苦労様です。

農地担当の3番委員が欠席されておりますので、代わりに進行をさせていただきます。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第19号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(会長代理)

それでは、1番、刑部の件につきまして地元委員の説明をお願いするのですが、3番委員が欠席していますので事務局から報告をお願いいたします。

(主査)

今回の申請につきましては、贈与によるものであります。受け人の方は、現在、きちんと営農もされており特に問題ないということの報告をいただいています。

(会長代理)

ありがとうございます。

地元の推進委員であります山上委員からお願いをいたします。

(山上委員)

受け人と渡し人は親族関係になります。

今回の申請地は、受け人の自宅の北側になります。受け人の父親、祖父が農業をされています。

地元としては、今回の申請について、何ら問題ありません。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(会長代理)

次に、2番、原の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この農地は、既に田ではなく地が上がったような状態であり、一部にバラスもあるような状態があります。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

次に、申請人の営農状況等について報告をお願いしたいと思います。

14番委員、お願いいたします。

(14番委員)

宿では、所有している畑で桃の栽培をされています。

面積的には約1反位で、桃の木を植えて3年位になろうかと思えます。

去年頃から桃の組合へ出荷をされておりますが、出荷量は少ない状態です。

以上です。

(会長代理)

続きまして、神在地区に農地があります。

8番委員から営農状況の報告をお願いいたします。

(8番委員)

申請人の農地は神在地区に2筆あります。

この2筆について、取得された経過なのですが、元々、富原の方が持たれていた農地でありました。この農地を耕作されていた方が亡くなられ、耕作される方がいないということで、今回の申請人へ譲られたということでもあります。約10年前のことです。この話は、申請人が持たれている1筆の農地のすぐ隣にある方から事情を聞いたものであります。また、申請人が取得された約10年前から別の方が耕作されているということでもあります。隣の方が言われるには、申請人は一度も耕作したことはないだろうということでもありました。

もう1筆は、道路沿いにありまして、土が入っていて、畑とすれば出来なくはないかも知れませんが、現在のところ、何も耕作していない状態です。そのような状況ですから、自ら耕作をしているという法律上の規定には問題があるのではないかと考えています。

以上であります。

(会長代理)

地元の推進委員であります小西委員、意見があればお願いいたします。

(小西委員)

8番委員のとおりであります。

私が思うに増反するということは、営農して収益を上げていくものであります。取得した農地を10年間、一度も耕作せず他の人が耕作するというのは、農地法第3条の規定に照らし合わせても、

おかしいのではないかと思います。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

阿曾にもありますので、4番委員から報告をお願いいたします。

(4番委員)

西阿曾に2反3畝の農地があります。

この農地は、通常どおり耕作されております。耕運などされております。

耕作者は、申請人ではありません。地元にお住まいの●●さんが、申請人から頼まれて耕作をしています。今年もその予定であるということを●●さんからお話を聞いています。

以上です。

(会長代理)

ありがとうございます。

事務局より、補足説明をお願いいたします。

(主査)

14番委員以外の委員から、自らが耕作をされていないということでありました。

耕作をされていないということは、小西委員から農地法という発言がありました。

農地法にどのように規定されているかではありますが、農地法第3条第2項に「次の各号のいずれかに該当する場合には許可することができない」と規定されています。

委員から報告のありました耕作をしていないことは、農地法第3条第2項第1号に「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養蓄の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められない場合」と規定されています。

どのようなことかと言うと、現在、所有権、使用収益権などの権利を有する農地について、その取得後において耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められない場合は許可することができないということでありました。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

今回の申請地は地が上がっているということで、田としては利用できないのではないのですか。

それなのに水稻を増やすというのは、また、事務局からの説明を加味しても該当しないのではないかと思いますのですが。

(会長代理)

他にありませんか。

(4番委員)

どうして、申請地は地が上がっているのですか。

(10番委員)

原地区は、平成12年から平成24年にかけて、ほ場整備事業を実施しました。この事業が始まる時には、すでに地が上がっているような状態でありました。地が上がっているので水稲はできない状態です。

(会長代理)

4番委員よろしいでしょうか。

(4番委員)

はい。

それと、備考欄に記載されている10アールあたりの金額ですが、約●●●万円というのは原地区の農地としての取引価格としてはどうなのでしょう。

農業をするための取得価格としてどうなのでしょう。

(10番委員)

原地区のほ場整備をしている価格としては、●●●万円位かなと感じています。

(会長代理)

他にありませんか。

(2番委員)

5畝ほどの田に、申請人が住まわれている●●から耕作するために通作されるのかなと思う。

委員からの報告のあったように、誰かに耕作を頼むのではないかと思う。

(会長代理)

現在は、通作距離の規定はなくなっていますが、現実的にはかなりの距離があると思います。

(2番委員)

距離があるので、実際に耕作するのかなと思いました。

(会長代理)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

各委員から色々な意見がでました。

それでは、採決したいと思います。

2番を許可することに賛成の農業委員の方、挙手をお願いいたします。

(会長代理)

賛成する者なし。

次に、不許可の方の挙手をお願いいたします。

(会長代理)

不許可とする者、全員であります。

よって、2番は不許可とされました。

ありがとうございました。

なお、不許可の理由は、事務局からの説明にもありましたように、農地法第3条第2項第1号に規定する「権利を取得する者が取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」に該当するということ
でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長代理)

ありがとうございました。

【受付番号3番】

(会長代理)

続きまして、3番、西阿曾の件の審議を行います。

なお、本来ならば、受け人の方が市外ですので、本総会にお呼びしなければならない案件であります。しかし、受け人の方が現在、市内に農地を所有している担当農業委員と取得する農地の担当農業委員が協議した結果、総会に呼ばなくてもよいと判断されました。よって、総会へはお呼びしていないことを私から委員の方へ報告いたします。

それでは、取得する農地があります4番委員から報告をお願いいたします。

(4番委員)

渡し人は、一人暮らしであります。このようなことから営農の意欲もない状況であります。今まで地元の担い手へ耕作をお願いしていたのですが、なかなか話がうまくいかない状態で、長い間、保全管理がされていた状態でありました。このような中、今回の受け人と話がまとまり、3条の申請に至ったものであります。

受け人の方は、以前、市内の農地を取得された方でありまして、地元としては農地として利用していただけるのであれば問題ありません。

以上です。

(会長代理)

受け人の農地があります最適化推進委員の山上委員から、営農状況について報告をお願いいたします。

(山上委員)

4月28日に本人と現地を確認いたしました。

受け人は●●●●●ですが、そこから通われて耕作をされております。

小寺の農地は耕作をされていることを確認しております。

問題はありません。

(会長代理)

三須地区にも農地を所有されております。

6番委員から、耕作状況について報告をお願いいたします。

(6番委員)

受け人については、昨年の春から1反程度の農地に大豆を作付けされております。

通作距離が長いにも関わらず、地元として問題は見受けられません。

期間は短いのですが、地元としては問題ありません。

以上です。

(会長代理)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

(会長代理)

続きまして、4番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

受け人は、今年の1月の総会で3条許可をした方であります。その時に申し上げたのですが、3条で農地を取得して、その後に農地を売るということを申し上げました。今回、取得する農地につきましては、受け人の子が家を建てている裏の田になります。受け人には、私から取得してから転売するようなことはないように、きちんと耕作をするように話をしました。受け人も耕作をするということでありました。現に所有している農地につきましては耕作をしております。今回、取得する農地につきましては耕作をしていただければ、何ら問題ないと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

以上です。

(会長代理)

この地区の担当であります浅野委員、何かありましたらお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番, 6番】

(会長代理)

次に、5番、6番は関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、5番、6番の山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

今回、提出された案件につきまして、受け人と渡し人の方が同一人であります。

先日、私と農地利用最適化推進委員の東委員とでそれぞれの申請人と面談をいたしました。同時に申請書へ記載されているそれぞれの事項についても確認をいたしました。結果、申請書に記載されている内容に相違ないことの確認をいたしました。その後、申請地の確認をいたしました。地域、周辺への関係、チェックシートによる項目について何ら問題ありませんでした。受け人の●●さんですが、非常に農業に対しまして熱心な方でありました。地元で●●組合の役員もされております。

地元としては、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長代理)

この地区の推進委員の東委員、何かありましたらお願いをいたします。

(東委員)

私も13番委員と一緒に調査をいたしました。

13番委員の報告のとおりで、問題ありません。

よろしくお願いいたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

5番、6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、5番、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(会長代理)

続きまして、7番、小寺の件であります。地元委員であります3番委員が欠席されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

3番委員からは、特に問題ないとの報告をいただいています。

(会長代理)

地元の推進委員であります山上委員から報告をお願いいたします。

(山上委員)

4月27日に受け人の方と現地を確認いたしました。

受け人は、大規模に農業をされており、トラクターを3台、田植え機、コンバイン、農業用の自動車、乾燥機などを所有されています。

以上であります。

(会長代理)

受け人が現在、耕作をしている農地がある4番委員から報告をお願いいたします。

(4番委員)

受け人の農地が、西阿曾に17枚あります。

約2ヘクタールの農地を耕作されています。

きちんと営農をされていますので、問題ないと思います。

(会長代理)

地元の推進委員であります伊丹委員から何かありますか。

(伊丹委員)

4番委員の報告がありましたように、受け人は西阿曾地区、久米地区にも耕作をされています。
大規模にされております。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、7番は許可されました。

以上で、議案第19号の審議は終了いたしました。

【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

続きまして、議案第20号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関する意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(会長代理)

1 番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8 番委員)

先日、1 番委員、7 番委員、農地利用最適化推進委員の犬飼委員、伊丹委員と私とで現地調査を実施いたしました。

申請地は、荒れたような状態でありました。今回、申請地を畑にして耕作していただければ良くなるように思います。

田から畑へ変更するにあたり一時転用の許可をするもので、田から畑にすることによる周辺農地への影響等はないものと考えます。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元推進委員であります山上委員からの説明をお願いいたします。

(山上委員)

先ほど、報告をいたしました。4 月 27 日に申請人と現地調査いたしました。現地は、申請地の東側と西側とで段差があります。今回、田から畑への申請をすることにより段差をなくして平面にするものであります。申請地のすぐ西側に川があります。この川へ土砂の流出がないようにとお願いをいたしました。

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。

なお、今回の申請ではありますが、畑から田への改良面積が 1,000 平方メートル以上であることなどから一時転用としております。なお、工事期間であります期間は平成 30 年 5 月 20 日から平成 32 年 12 月 31 日となっています。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4 番委員)

期間内に工事ができなかった場合はどのようになりますか。

(主査)

変更の申請手続きが必要になります。

(会長代理)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、1番は許可されました。

以上で、議案第20号の審議は終了いたしました。

【議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について】

(会長代理)

次に、議案第21号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請についての審議に入りますが、1番、清音古地の案件が、次の議案第22号の総社市所有公共用財産の用途廃止の伴う意見との関連があります。このことから、先に議案第22号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について朗読】

【受付番号1番】

(会長代理)

議案第22号につきましては、用途廃止することにより農業上支障の有無を審査するものであります。

それでは、清音古地の案件につきまして地元委員からの説明を求めます。

(7番委員)

今回の用途廃止につきましては、議案第21号の1番の農地転用に関する用途廃止申請によるも

のであります。

付け替える道路、水路につきましては、西側の畑との境界に新たに道路、水路を設置しようとするものであります。近隣農地への影響についてであります。付け替えにより道路幅員、水路の改良が行われるため、現状より改善されることから問題ないと思っております。

以上であります。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

地元委員からの報告は、問題ないということであります。

それでは、清音古地の用途廃止につきましては、農業委員会として道路、水路の用途廃止については、営農上の支障はないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

ありがとうございました。

それでは、周辺農地等への営農上の支障はないということに決定しました。

【議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

続きます。議案第21号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(会長代理)

それでは、1番、清音古地の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地は、三角地になります。東、南側が道路、北側には道路、水路に接しております。西側だけが畑になります。現地調査の結果、問題ないように思います。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の報告のとおり、東は道路、水路を挟みまして墓地、西が畑、南が道路、北側が道路と水路になっています。

この農地転用につきまして、先ほど報告しましたように用途廃止申請による道路、水路の付け替えを伴うものであります。

西側の畑との境界に新たに道路、水路を設置しようとするものであります。付け替えのため問題はありません。日照、通風につきましては、墓地であることから問題ないと思います。土砂等の流出ではありますが、擁壁等を設置する計画であることから影響ないものと思います

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号 2 番】

(会長代理)

続きまして、2 番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8 番委員)

この土地につきましては、西、南側は道路に接しています。北側は宅地になっています。

特に問題ないと考えます。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6 番委員)

先月、今回の申請地の東側の申請がありました。

現況につきましては、8 番委員の説明のとおりであります。

用水につきましては、近隣の田への影響はないように思われます。申請からの排水につきましては、合併浄化槽で処理後に側溝へ排水、雨水については集水桝から側溝へ排水する計画であります。日照、通風につきましては、建物が 4. 4メートル程度であり北側から 2メートル程度、東側境界から 1メートル程度離して建築し周辺への支障がないよう留意するとされています。土砂の流出については、土留めを設置して流出しないようにしています。今回の申請地に接する農地としては、申請者の所有する農地だけであること、また、測量の時に了承を得ていることなどから問題はないと思われます。

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね 10ha 未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第 2 種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号4番】

(会長代理)

続きまして、4番の宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

申請地は、●●●●●●●●の駐車場のすぐ南側になります。

地図を見ていただければと思います。

宅地にする部分と進入路にする部分とがあります。進入路の東側は道路、敷地にあたる部分のすぐ東側は宅地になっています。南と西は田になっています。

以上であります。

(会長代理)

地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

現況については、8番委員の報告のとおりであります。

西側、南側については田なのですが、これは渡し人が所有する田であります。今回の申請地の南側に渡し人の家があります。用水については東側道路に側溝があります。現況が田に所にはハウスがあります。そのハウスの中で野菜を栽培しています。今回の申請に伴う周辺農地への影響については問題ないと考えます。

よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(会長代理)

5番につきましては、取下書が提出されていますので、審議いたしません。

【受付番号6番】

(会長代理)

次に、6番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地は、南北が既に宅地になっております。

その宅地に挟まれた所であります。

西側は駐車場になっています。東側は道路になっていますが民地であります。北側とその奥側の宅地の進入路になっております。それに接する土地の1筆を道路として使用する計画であります。

現地の状況から、特に問題はないと思います。

以上であります。

(会長代理)

地元委員であります3番委員が欠席していますので、事務局から報告をお願いいたします。

(主査)

3番委員からは、農地転用することによる周辺農地への影響はないとの報告をいただいています。

(会長代理)

それでは、地元推進委員からの説明をお願いいたします。

(難波委員)

申請地は、国道429号の●●●●●●●●の北側になります。

添付図面を見ていただければと思います。

現地調査の報告にもありましたように、東側が通路、北側が宅地、西側が露天駐車場、南側が宅地になっています。

申請地の南北は宅地になっています。周辺には農地がないことから農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。申請地からの排水等につきましては、南側道路の側溝に排水する計画になっています。また、土砂等の流出につきましては、申請地へ土留めを設置することから流出等は発生しません。

以上であります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(会長代理)

ありがとうございます。

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(会長代理)

続きまして、7番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地は、東側に道路があります。市道であります。西側は宅地と道路、宅地になる部分が宅地に接し、道路の部分の東側が道路であります。南側は宅地になっています。北側だけが農地ですが、荒れているような状態です。

このような状況でありますので、特に問題ないと考えております。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺の状況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

申請北側の農地について登記簿は田なのですが、現地は畑のような状態で草が生えています。南側は堤になっております。申請地の地目は田ですが、畑として利用をされてきました。

申請地からの生活用水につきましては下水道へ接続し、雨水につきましては、道路側溝へ接続する計画になっています。土砂等の流出につきましては、土留めを設置することから心配ありません。申請地周辺も同じように住宅が建っています。

このようなことから、特に問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号3番】

(会長代理)

続きまして、3番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

添付図面を見ていただければと思います。

現地は、方角が微妙で表現がしにくい所があります。

東側は道路に接しています。西、南側は畑、北側は山林であります。

大きな一団の土地を宅地化しようとするものであります。

特に問題ないと考えております。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺の状況についてですが、申請地の北側をどの辺にするのが難しいのかなと思います。8番委員とは少し違った報告になります。東が畑、西が山林、南側が畑、北側が道路になっているのかなと思います。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、周辺が畑でありますので、農業用水路への影響は殆どないと思います。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置して処理、雨水については、道路側溝に排水する計画になっています。日照、通風につきましては、高さ3.5メートル程度の平屋建てで境界から離して建てるということでもあります。土砂の流出等については、コンクリートブロックを設置することにより防ぐようになっています。

申請地につきましては、竹と木が茂っていて山林のような状態でありました。落ち葉などが住宅の方へ風で付近に散らばっていました。今回の申請のために伐採されて、以前より日照、通風が良くなっております。自己所有地が申請地を囲っている状態なので、問題はないと思われま

す。審議の程、よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、3番は許可されました。

以上で、議案第21号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第14号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第14号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第15号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第15号 報告書について朗読】

【報告第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第16号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第16号 報告書について朗読】

【報告事項】

(会長代理)

23ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、岡山県農業会議へ諮問した案件につきましては、許可意見の答申を受けた後の許可証の交付、また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日、第3条関係を7件審議し許可が6件、不許可が1件、第4条関係が1件、第5条関係が6件の許可であります。

以上で、付議事件の審議は終了いたしました。

慣れない議事進行で皆様にご迷惑をお掛けいたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件を終了いたします。

日程第4，その他に入りますが，しばらく休憩といたします。

【午後2時34分から午後2時40分まで休憩】

【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に続き，再会いたします。

日程第4のその他に入ります。

委員の皆様方から，報告等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ，私から委員の皆様へ報告いたします。

「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」お手元にお配りいたしております資料をご覧くださいればと思います。

第4回の総会時に委員の皆様に対しまして，運営委員会で活動計画等を作成するにあたり，意見等があれば運営委員会委員へ意見等をお願いしてはりましたが，委員の皆様から意見等はありませんでした。

この活動計画等を作成するにあたり，4月25日に運営委員会を開催し，「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を作成し決定いたしましたことを報告いたします。

それでは，「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局から説明をお願いします。

(次長)

【平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について報告】

(会長)

続きまして「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局から説明をお願いします。

(次長)

【平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について報告】

(会長)

事務局から報告のありました、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」委員の方から、ご質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、お諮りいたします。

「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」報告のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」報告のとおり決定いたしました。

なお、活動計画等は総社市のホームページへ掲載することを併せて報告をいたします。

【事務連絡】

(会長)

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

それでは、会長代理から閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

どうもご苦勞様でした。

田植えも早い所は済んでいるのではないかと思います。

これから、ほとんどの地区で本格的に始まるのではないかと思います。また、暑い時期になりま

すので、お体には気をつけて農業に励んでもらいたいと思います。
本日は、どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時55分